

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

No.	項 目	内 容		
1	発生時期・場所	令和元年 9 月 7 日 午後 1 時 3 1 分頃 高山市 荘川町 惣則 3 9 9 番地 6 先（国道 1 5 8 号）		
	事故の概要	三差路の交差点において U ターンしようとした救急車と右折車線を後方から直進してきた車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左リアドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	6 3 4, 0 4 7 円・1 0 0 分の 9 0	
	賠償金	—	5 7 0, 6 4 2 円	
	内 訳	保 険 金	—	5 7 0, 6 4 2 円
		一 般 財 源	—	0 円
専決年月日	令和元年 1 1 月 8 日 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項			
2	発生時期・場所	令和元年 1 0 月 2 4 日 午前 1 1 時 0 5 分頃 高山市 丹生川町 小野 1 2 6 番地 7 先（国道 1 5 8 号）		
	事故の概要	公用車荷台に積載した排水管の対向車線側はみ出しによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（右サイドミラー）	
	被害総額・市の過失割合	—	2 5, 3 0 0 円・1 0 0 分の 1 0 0	
	賠償金	—	2 5, 3 0 0 円	
	内 訳	保 険 金	—	2 5, 3 0 0 円
		一 般 財 源	—	0 円
専決年月日	令和元年 1 1 月 1 8 日 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	令和元年10月28日 午後2時30分頃 高山市片野町5丁目510番地2先（市道江名子片野線）		
	事故の概要	剥離していた滑り止め用薄層舗装による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー）	
	被害総額・市の過失割合	—	49,910円・100分の100	
	賠償金	—	49,910円	
	内訳	保険金	—	49,910円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年11月20日 地方自治法第180条第1項			